

所管別見直し一覧表の項目説明書

左側の項目からの説明です。

- (1) 「平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在の条例等」
平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在の条例等の名称を記載しています。
今後制定予定のものは、名称の前に（仮）と記載しています。
- (2) 「当初の形式」
見直し前の当初の制定形式（ 1 参照）を記載しています。
- (3) 「新規制定、改正、形式変更、廃止」
新規制定、改正、形式変更、廃止のいずれかを予定しているものについて、該当するものを記載しています。
- (4) 「左記作業の予定年度」
「新規制定、改正、形式変更、廃止」を行う予定年度を記載しています。
- (5) 「見直し後の形式」
整備方針による見直し後の条例等の制定形式（ 1 参照）を記載しています。
- (6) 「見直し済」
平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在で見直し済のものについて をつけています。

（注）この表は、平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在の内容を反映しています。

1 制定形式

条例

必要的条例化事項 … 必ず条例化しなければならないもの

市民の権利を制限し、義務を課する事項（地方自治法第14条第2項）

施策の実施手段として法令の規定により「条例」の形式が求められるもの

（公の施設に関する事項、手数料の徴収に関する事項等）

任意的条例化事項 … 法令に根拠となるものは無いが、市の施策を実施するために本市が独自に制定するもの（以下「自主条例」という。）

本市の意思（政策）を明確にするためのもの

市政運営全体に関わる制度に関するもの

金銭の徴収を行うもの

徴収金を負担金又は雑入で歳入しているもので、既に3年以上継続している事業を規定するもの

権利義務規制とはならないが、市民に届出、協議、任意の協力等を求めたりすることにより市民生活に影響を与えるものであって、その実施において公正・透明性の確保や、場合によっては不服審査等による救済を図ることが求められるもの
要綱を根拠とし、行政指導により運用していたとしても、実際は規制的機能や拘束力をもっていると考えられるものであって、行政指導に従った結果が市民の権利・利益に影響を与えるもの

上記 ~ にあたらないもの

規則

既に3年間以上継続している又は3年間以上継続する予定の施策に関するもののうち、市民に影響を及ぼす施策で、市民に対して実施のルールを明確にする必要があるもの

地方自治法又は個別の法令により、規則事項とされているもの

条例の規定により規則事項とされているもの（様式名称、添付資料、提出部数等の事務上の詳細事項）

非常勤特別職の設置を定めているもの

要綱

条例の整備方針 の任意的条例事項に該当する場合であっても、新たに行う事業の初期段階として試行的に行う場合（3年を目途とする。）

個別的事業（イベント的なもの）の実施について定めているもの

市民がメンバー（非常勤特別職にするものは除く。）に入っている組織の設置について定めているもの

補助金、交付金、利子補給、物品給付等市民への助成施策の細目を定めているもの

法令を補完する行政需要的対応が必要な場合であると判断されるもの

条例又は規則により定める事項には該当しないが、市民に広く周知すべきと判断されるもの

基準・要領

判断や処分の基準又は事務の執行マニュアルを中心とした裁量部分の詳細を定めたもの

内規

純粹に行政内部のみにしか関わらない事項

2 「審査基準」「処分基準」「技術基準」

審査基準...申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

処分基準...不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

技術基準...機関が一定の基準に基づき検査等を実施した場合に、法的に容認できる最小限の要求の程度。ある目的のために必要な技術的要件を客観的に設定するもの